

区民委員会議案説明資料

令和3年9月28日

件名	頁
1 第92号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	2

(区 民 部)

第 9 2 号議案説明資料

令和 3 年 9 月 2 8 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部 戸籍住民課
内 容	<p>1 改正理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 3 7 号) が令和 3 年 9 月 1 日から施行され、個人番号カードの発行に係る事務に関し、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)が手数料を徴することとなった。 これまでは、区が手数料を徴収し、負担金としてJ-LISへ支払っていたが、法施行後は、J-LISが手数料徴収事務を区に委託する形に変更となる。なお、窓口での住民への影響はない。 これに伴い、足立区事務手数料条例における個人番号カード再発行手数料に関する条文を削除する条例改正を行う。</p> <p>2 改正の概要 第 2 条中、個人番号カード再交付に関する記述を削除する。 第 2 条 1 6 項を削除し、1 7 項を 1 6 項とする。 第 3 条中、個人番号カード再交付に関する記述を削除する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	今後も法令に基づき、適切に対応していく。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>第2条 事務手数料は、次に掲げる事項の申請者から申請の際 <u>（第16号の事項についての事務手数料にあつては交付の際。ただし、申請者から申請の際に交付の際に来庁しない旨の意思の表明があつた場合に限り申請の際）</u> これを徴収する。</p> <p>（1）～（15） （略）</p> <p><u>（16） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u></p> <p><u>（17） その他区長又は行政委員会において相当と認めた事項に関する証明</u></p>	<p>第2条 事務手数料は、次に掲げる事項の申請者から申請の際これを徴収する。</p> <p>（1）～（15） （略）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（16） その他区長又は行政委員会において相当と認めた事項に関する証明</u></p>
<p>第3条 事務手数料は、閲覧については1回につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については、1件につき300円、<u>個人番号カードの再交付については1件につき800円</u>とする。</p>	<p>第3条 事務手数料は、閲覧については1回につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については、1件につき300円とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>